令和４年６月２日　Ｒ０

別紙１－２－４－３－２－１

系統として機能、性能を達成する設備

（放射性廃棄物の廃棄施設

固体廃棄物の廃棄施設

低レベル固体廃棄物処理設備）

１．概要
２．要求される機能、性能と主流路の考え方
（１）要求される機能、性能について
（２）低レベル固体廃棄物処理設備に係る主流路の考え方
（３）主配管名称の設定の考え方
（４）留意事項
３．要求される耐震クラスの考え方
４．抽出結果

添付１：別紙２　機能要求②抜粋（低レベル固体廃棄物処理設備）
（１）第10条：閉じ込めの機能
（２）第25条：保管廃棄施設

添付２：申請対象設備リスト（低レベル固体廃棄物処理設備）

添付３：申請対象設備抽出結果（低レベル固体廃棄物処理設備）
（１）低レベル濃縮廃液処理系
（２）廃溶媒処理系
（３）雑固体廃棄物処理系
（４）チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系

１．概要

本資料は、共通09　補足説明資料　別紙「各条における申請対象設備」にて整理した系統として機能、性能を達成する設備について、設計図書等に対して色塗りを行い、安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出したものを示すものである。

２．要求される機能、性能と主流路の考え方

（１）要求される機能、性能について

放射性廃棄物の廃棄施設　固体廃棄物の廃棄施設　低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系、雑固体廃棄物処理系及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系（以下、「低レベル固体廃棄物処理設備」という。）に要求される機能、性能のうち、系統として達成する機能、性能は、以下のとおりであり、要求される機能、性能を踏まえて、低レベル固体廃棄物処理設備の設計図書等の系統図を色塗りし、機能が要求される対象範囲や対象機器を抽出する。

低レベル固体廃棄物処理設備に係る機能要求②が要求される条文の「別紙２抜粋版」を「添付１」及び「別紙1-1-40（共通09　別紙２一覧）」に示す。

a．設計基準対象の施設に係る機能、性能

(a) 第25条：保管廃棄施設

ⅰ．【固体廃棄物の処理能力】

(b) 第10条：閉じ込めの機能

ⅰ．【室等の漏えい拡大防止】

ⅱ．【放射性物質の保持機能】※

※　「ⅱ．【放射性物質の保持機能】」は、「(a) 第25条：保管廃棄施設　ⅰ．【固体廃棄物の処理能力】」に含む。

（２）低レベル固体廃棄物処理設備に係る主流路の考え方

基本設計方針の要求を踏まえ、低レベル固体廃棄物処理設備に係る主流路を設定する。

低レベル固体廃棄物処理設備に係る機能、性能について、「２．（１）要求される機能、性能について」に示した「a．設計基準対象の施設に係る機能、性能」の系統機能毎に、事業変更許可申請書における系統概要図等を用いて機能全体に係る系統構成及び主流路となる範囲を示す。

低レベル固体廃棄物処理設備に係る機能、性能及び主流路の特定にあたっては、機能、性能及び主流路の基本となる「第25条：保管廃棄施設」に着目してその範囲を特定した上で、当該設備に関連する「第10条：閉じ込めの機能」に関する範囲を特定する。

a．設計基準対象の施設に係る機能、性能

(a) 第25条：保管廃棄施設

ⅰ．【固体廃棄物の処理能力】

（ⅰ）低レベル濃縮廃液処理系

低レベル濃縮廃液処理系は、放射性廃棄物の廃棄施設　液体廃棄物の廃棄施設　低レベル廃液処理設備　第１低レベル廃液処理系（以下、「第１低レベル廃液処理系」という。）から発生する低レベル濃縮廃液を、低レベル濃縮廃液受槽で受け入れ、低レベル濃縮廃液貯槽及び給液槽を経由して、乾燥装置へ連続供給して乾燥した後、圧縮成型装置にて圧縮成型する設備であり、乾燥装置は、１系列で構成する。また、放射性廃棄物の廃棄施設　液体廃棄物の廃棄施設　低レベル廃液処理設備　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系（以下、「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系」という。）から発生する低レベル濃縮廃液を、固化装置へ供給し固化材と混合する設備であり、固化装置は、１系列で構成する。

低レベル濃縮廃液処理系では、低レベル濃縮廃液を処理するために必要な機器及び配管を主流路として設定する。

【固体廃棄物の処理能力】に係る低レベル濃縮廃液処理系の範囲は、以下のとおり。（第２－１図参照）

- 低レベル濃縮廃液受槽、低レベル濃縮廃液貯槽、給液槽、乾燥装置、圧縮成型装置及びこれらをつなぐ配管並びに第１低レベル廃液処理系の濃縮廃液貯槽から低レベル濃縮廃液受槽へ移送するまでの配管
- 固化装置及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の濃縮廃液貯槽から固化装置へ移送するまでの配管

主配管の具体的な範囲は「２．（３）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第 25 条：保管廃棄施設　ⅰ.【固体廃棄物の処理能力】（ⅰ）低レベル濃縮廃液処理系」に示す。

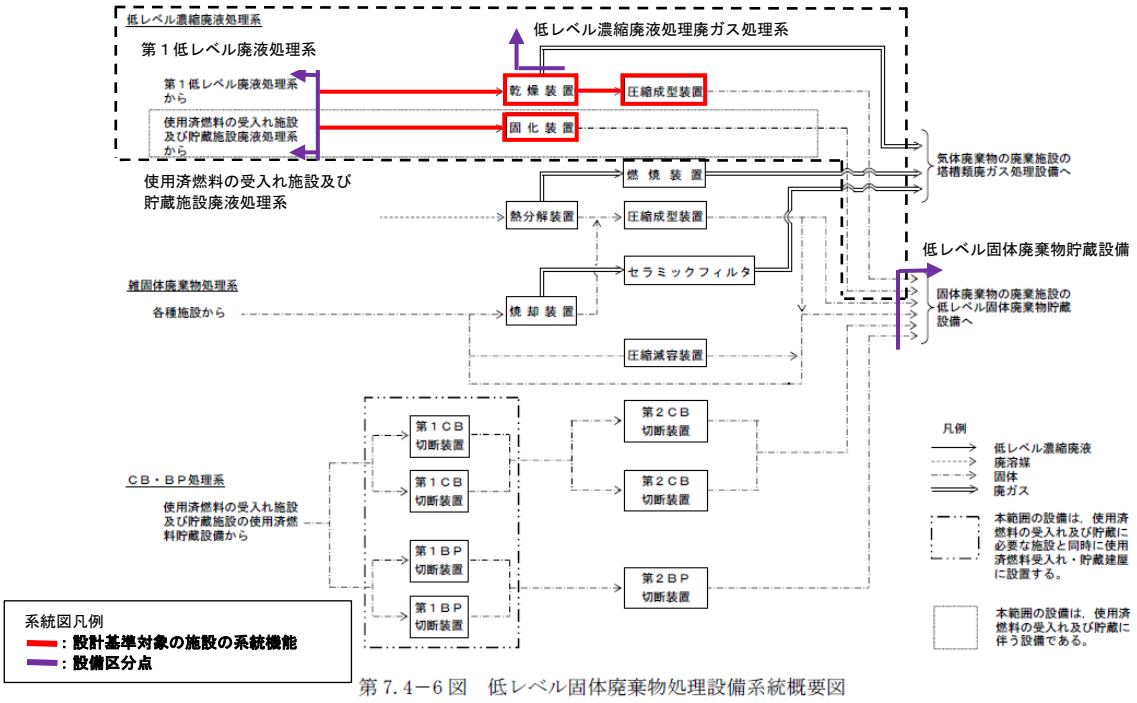

第 7.4－6 図　低レベル固体廃棄物処理設備系統概要図

第２－１図　低レベル固体廃棄物処理設備　低レベル濃縮廃液処理系　系統概要図

（事業変更許可申請書　添付書類六　第 7.4-6 図抜粋）

（ⅱ）廃溶媒処理系

廃溶媒処理系は、再処理設備本体　酸及び溶媒の回収施設　溶解回収設備　溶媒処理系（以下、「溶媒処理系」という。）から発生する廃溶媒を、廃有機溶媒残渣受槽で受け入れ、調整槽を経由して、熱分解装置へ供給してりん酸と可燃性ガスに熱分解し、りん酸は、熱分解と同時に中和し熱分解生成物として熱分解装置から抜き出し、圧縮成型する設備であり、１系列で構成する。また、熱分解装置から発生する可燃性ガスは、燃焼装置へ導いて燃焼し、燃焼後の廃ガスは、放射性廃棄物の廃棄施設　気体廃棄物の廃棄施設　塔槽類廃ガス処理設備　低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備　廃溶媒処理廃ガス処理系（以下、「廃溶媒処理廃ガス処理系」という。）のスプレイ塔へ移送する。

廃溶媒処理系では、廃溶媒を処理するために必要な機器及び配管を主流路として設定する。

【固体廃棄物の処理能力】に係る廃溶媒処理系の範囲は、以下のとおり。（第２－２図参照）

- 廃有機溶媒残渣受槽、調整槽、熱分解装置、圧縮成型装置及びこれらをつなぐ配管並びに溶媒処理系の廃有機溶媒残渣中間貯槽及び回収溶媒第３貯槽から有機溶媒残渣受槽へ移送するまでの配管

- 燃焼装置及び熱分解装置と燃焼装置をつなぐ配管並びに燃焼装置から廃溶媒廃ガス処理系のスプレイ塔へ移送するまでの配管

主配管の具体的な範囲は「２．（３）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第25条：保管廃棄施設　ⅰ．【固体廃棄物の処理能力】（ⅱ）廃溶媒処理系」に示す。

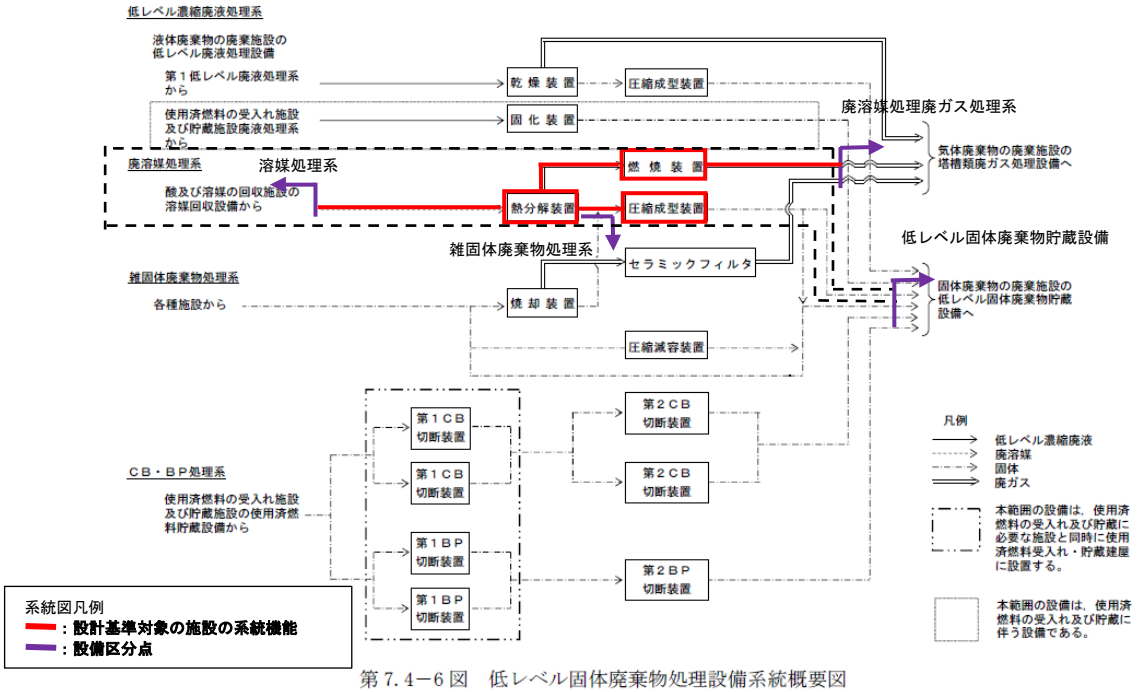

第 7.4－6 図　低レベル固体廃棄物処理設備系統概要図

第２－２図　低レベル固体廃棄物処理設備　廃溶媒処理系　系統概要図

（事業変更許可申請書　添付書類六　第 7.4-6 図抜粋）

（ⅲ）雑固体廃棄物処理系

雑固体廃棄物処理系は、各施設及び公益財団法人核物質管理センターが運営する六ケ所保障措置分析所（以下、「各種施設」という。）から発生する紙、フィルタ、ポンプ等の雑固体のうち焼却可能なものを焼却装置で焼却する設備であり、１系列で構成する。また、焼却装置から発生する廃ガスは、セラミックフィルタを経て、放射性廃棄物の廃棄施設　気体廃棄物の廃棄施設　塔槽類廃ガス処理設備　低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備　雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系（以下、「雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系」という。）のスプレイ塔へ移送する。

雑固体廃棄物処理系では、雑固体を焼却するために必要な機器及び配管を主流路として設定する。

【固体廃棄物の処理能力】に係る雑固体廃棄物処理系の範囲は、以下のとおり。（第２－３図参照）

- 焼却装置及び焼却装置から廃溶媒処理系の圧縮成型装置へ移送するまでの配管

- セラミックフィルタ及び焼却装置とセラミックフィルタをつなぐ配管並びにセラミックフィルタから雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系のスプレイ塔へ移送するまでの配管

主配管の具体的な範囲は「２.（３）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第 25 条：保管廃棄施設　ⅰ.【固体廃棄物の処理能力】（ⅲ）雑固体廃棄物処理系」に示す。

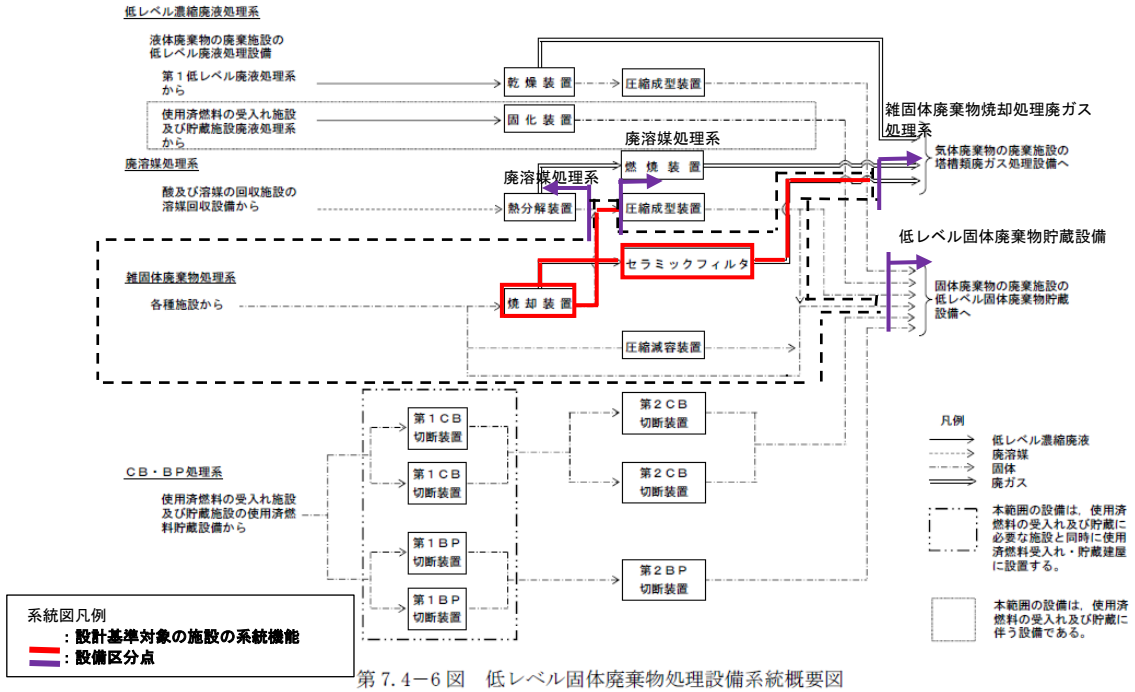

第 7.4－6 図　低レベル固体廃棄物処理設備系統概要図

第２－３図　低レベル固体廃棄物処理設備　雑固体廃棄物処理系　系統概要図

（事業変更許可申請書　添付書類六　第 7.4-6 図抜粋）

（ⅳ）チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系

チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系は、使用済燃料の貯蔵施設において、せん断前の処理として、使用済燃料集合体から取り外したチャンネルボックス及びバーナブルポイズンを処理するとともに、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に設置する放射性廃棄物の廃棄施設　固体廃棄物の廃棄施設　低レベル廃棄物貯蔵設備　廃樹脂貯蔵系（以下、「廃樹脂貯蔵系」という。）の廃樹脂貯槽に廃樹脂及び廃スラッジを移送する設備であり、２系列（一部１系列）で構成する。

チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系では、廃樹脂及び廃スラッジを移送するために必要な配管を主流路として設定する。

【固体廃棄物の処理能力】に係るチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系の範囲は、以下のとおり。（第２－４図参照）

- ろ過装置及び脱塩装置から廃樹脂貯蔵系の廃樹脂貯槽へ移送するまでの配管

主配管の具体的な範囲は「２．（３）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第25条：保管廃棄施設　ⅰ．【固体廃棄物の処理能力】（ⅳ）チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系」に示す。

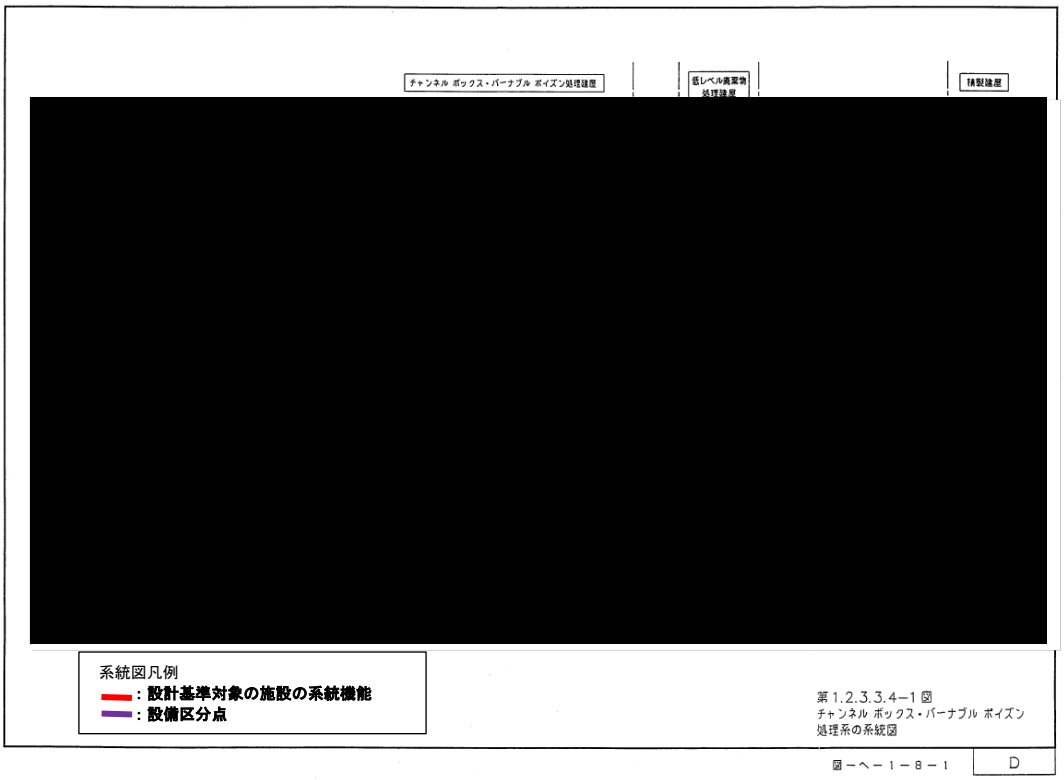

第２－４図　低レベル固体廃棄物処理設備
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系　系統図

(b) 第10条：閉じ込めの機能

ⅰ.【室等の漏えい拡大防止】

低レベル廃液を保有する系統の配管から漏えいが発生した場合には、漏えい液受皿により漏えいした溶液を保持し、計測制御系統施設　計測制御設備（以下、「計測制御設備」という。）の漏えい検知装置（「別紙1-3　計測制御設備」で抽出）で漏えいを検知する。

低レベル廃液は、漏えいした低レベル廃液を回収せずに保持した状態であっても、沸騰するおそれがなく公衆への影響が拡大することがないため、漏えいした低レベル廃液の保持に必要な漏えい液受皿を主流路として設定する。（第２－５図参照）

また、重力流で他の漏えい液受皿に回収する配管も主流路として設定する。（第２－６図参照）

計測制御設備に関する機能、性能については、「別紙1-3　計測制御設備」に示す。

【室等の漏えい拡大防止】に係る低レベル固体廃棄物処理設備の範囲は、以下のとおり。

- 漏えい液受皿
- 重力流で他の漏えい液受皿に回収する配管

主配管の具体的な範囲は「２．（３）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第10条：閉じ込めの機能　ⅰ.【室等の漏えい拡大防止】（ⅰ）低レベル濃縮廃液処理系」に示す。

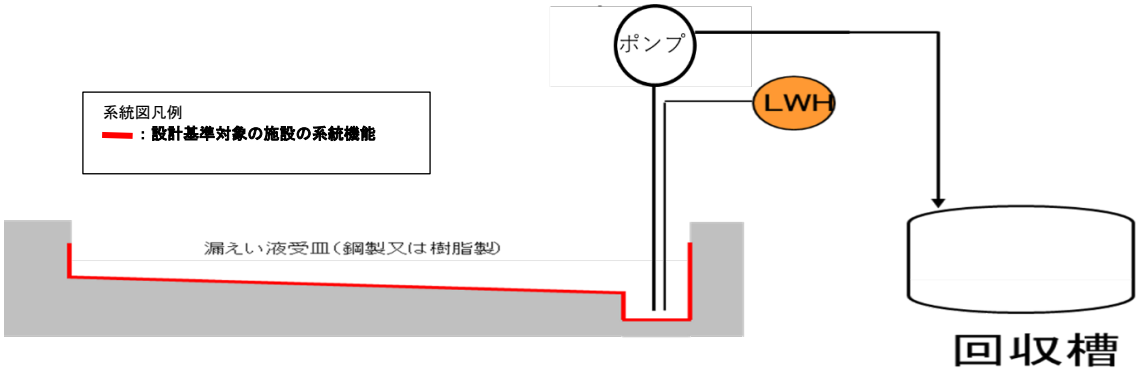

第２－５図　低レベル廃液等の漏えい液の保持（漏えいした溶液の保持）

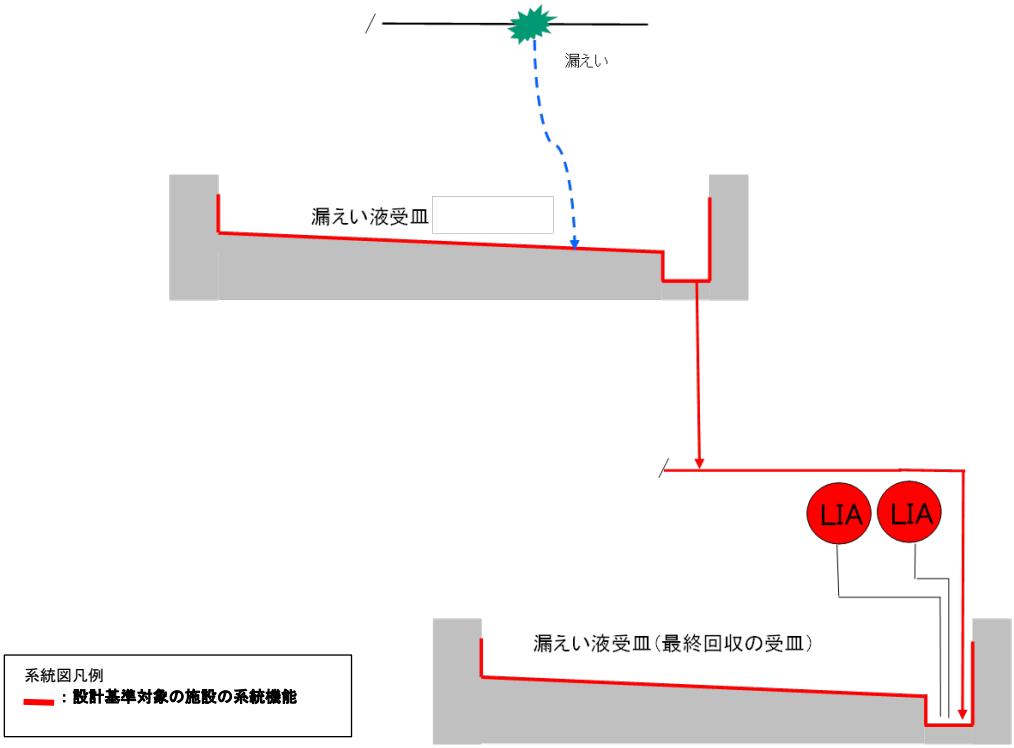

第２－６図　低レベル廃液等の漏えい液の保持
（漏えいした溶液の保持、重力流による回収）

ⅱ．【放射性物質の保持機能】

低レベル固体廃棄物処理設備で取り扱う放射性物質として低レベル廃液及び低レベル固体廃棄物があり、これらを取り扱う系統を主流路として設定する。この範囲は、「（a）第25条：廃棄施設　ⅰ．【固体廃棄物の処理能力】」で示した主流路の範囲と同じである。（第２－１図～第２－４図参照）

主配管の具体的な範囲は「２．（３）主配管名称の設定の考え方」の「（b）第10条：閉じ込めの機能　ⅱ．【放射性物質の保持機能】」に示す。

（３）主配管名称の設定の考え方

低レベル固体廃棄物処理設備の主配管名称を設定するにあたり、系統機能に係る主流路の範囲を「２．（２）低レベル固体廃棄物処理設備に係る主流路の考え方」で示した主要機器を用いて示し、主となる系統機能【固体廃棄物の処理能力】単位を基本とし、機能を期待する範囲等を踏まえて主配管名称を設定する。

このため、各系統機能に係る主流路の範囲に対し、系統機能、流体が異なる単位毎（主配管グループ）に纏め、「主配管（低レベル濃縮廃液処理系）」等と記載する。また、系統概要図にて主流路を設定した範囲と、「添付３（１）抽出リスト」、「添付２申請対象設備リスト」に示す主配管グループとの紐付け関係が判るように示す。

なお、上記の主配管グループを、それぞれ個別の主配管に展開していく際に、個別の名称の付け方は、添付する「別紙1-2-6　設計図書の記載に係る留意事項」に従い、仕様表作成段階までに詳細化（from-to形式）を実施する。

低レベル固体廃棄物処理設備は「２．（２）低レベル固体廃棄物処理設備に係る主流路の考え方」で示したとおり、「第10条：閉じ込めの機能　ⅱ．【放射性物質の保持機能】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲が「第25条：保管廃棄施設　ⅰ．【固体廃棄物の処理能力】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲に含まれることから、これらを合わせて各系統機能に係る主流路の範囲を示す。

a．設計基準対象の施設に係る機能、性能

(a) 第25条：保管廃棄施設

ⅰ．【固体廃棄物の処理能力】

(b) 第10条：閉じ込めの機能

ⅱ．【放射性物質の保持機能】

（ⅰ）低レベル濃縮廃液処理系

低レベル濃縮廃液処理系の【固体廃棄物の処理能力】及び【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第３－１図、第３－２図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（低レベル濃縮廃液処理系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を記載することで、当該設備の全体像がより明確となることから記載するものである。

- ［第１低レベル廃液処理系の濃縮廃液貯槽※1］⇒低レベル濃縮廃液貯槽⇒低レベル濃縮濃縮廃液受槽⇒給液槽⇒乾燥装置⇒圧縮成型装置

- ［使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の濃縮廃液貯槽※2］⇒固化装置

※１　第１低レベル廃液処理系：第１低レベル廃液処理系と低レベル濃縮廃液処理系の設備区分点は、低レベル濃縮廃液の移送先である低レベル濃縮廃液処理系の取り合い弁（境界弁）とする。

※２　使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系と低レベル濃縮廃液処理系の設備区分点は、低レベル濃縮廃液の移送先である低レベル濃縮廃液処理系の取り合い弁（境界弁）とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙で示す。

別紙1-2-4-2-2　低レベル廃液処理設備

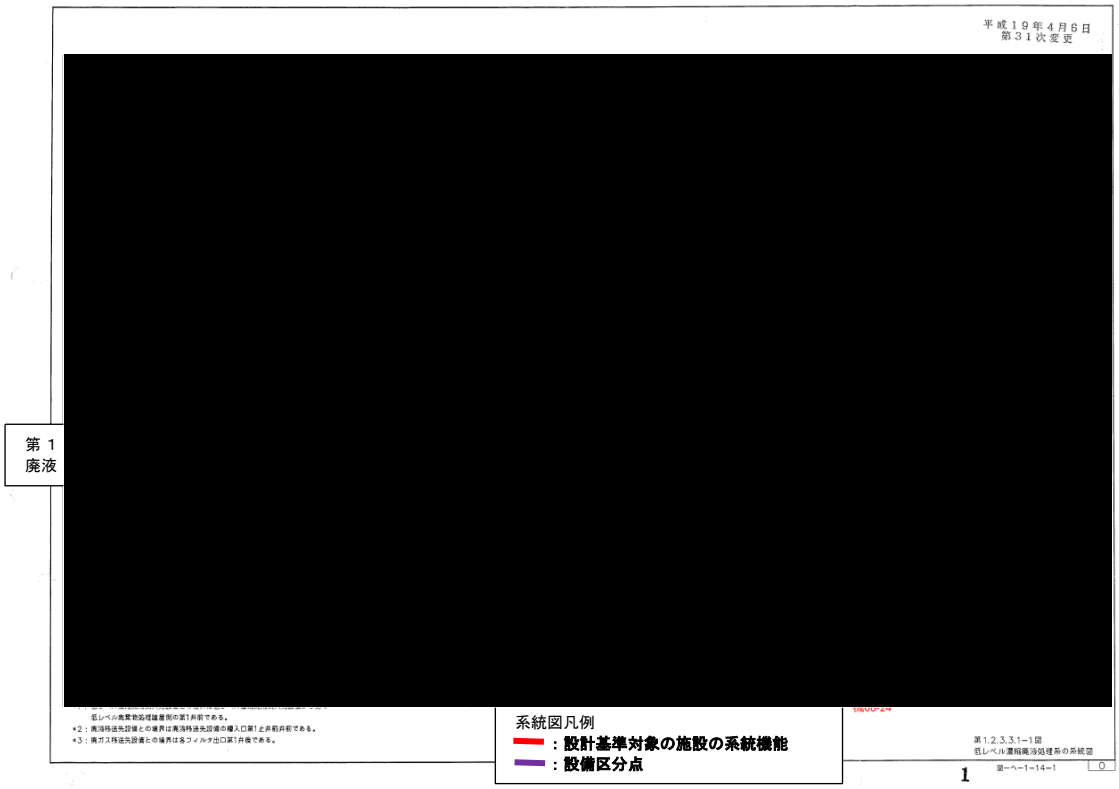

第３－１図　低レベル濃縮廃液処理系（低レベル廃棄物処理建屋）　系統図
（固体廃棄物の処理能力）

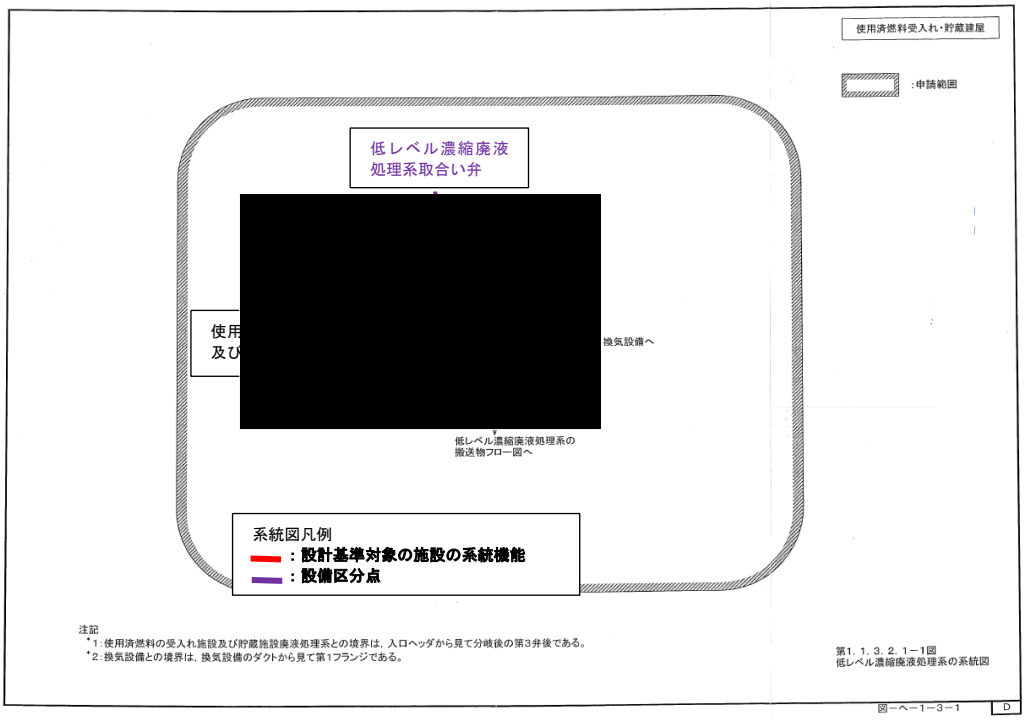

第３－２図　低レベル濃縮廃液処理系（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）　系統図
（固体廃棄物の処理能力）

（ⅱ）廃溶媒処理系

廃溶媒処理系の【固体廃棄物の処理能力】及び【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第３－３図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（廃溶媒処理系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を記載することで、当該設備の全体像がより明確となることから記載するものである。

- ［廃有機溶媒残渣中間貯槽※1］⇒廃有機溶媒残渣受槽⇒調整槽⇒熱分解装置⇒圧縮成型装置

- ［回収溶媒第３貯槽※1］⇒廃有機溶媒残渣受槽⇒調整槽⇒熱分解装置⇒圧縮成型装置

- 熱分解装置⇒燃焼装置⇒［スプレイ塔※2］

※１　溶媒処理系：溶媒処理系と廃溶媒処理系の設備区分点は、廃溶媒の移送先である廃溶媒処理系の取り合い弁（境界弁）とする。

※２　廃溶媒処理廃ガス処理系：廃溶媒処理系と廃溶媒処理廃ガス処理系の設備区分点は、廃ガスの移送先である廃溶媒処理廃ガス処理系のスプレイ塔の管台（フランジ面）とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-2-6-2-2　溶媒回収設備　溶媒処理系
別紙1-2-4-1-2-8　塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）

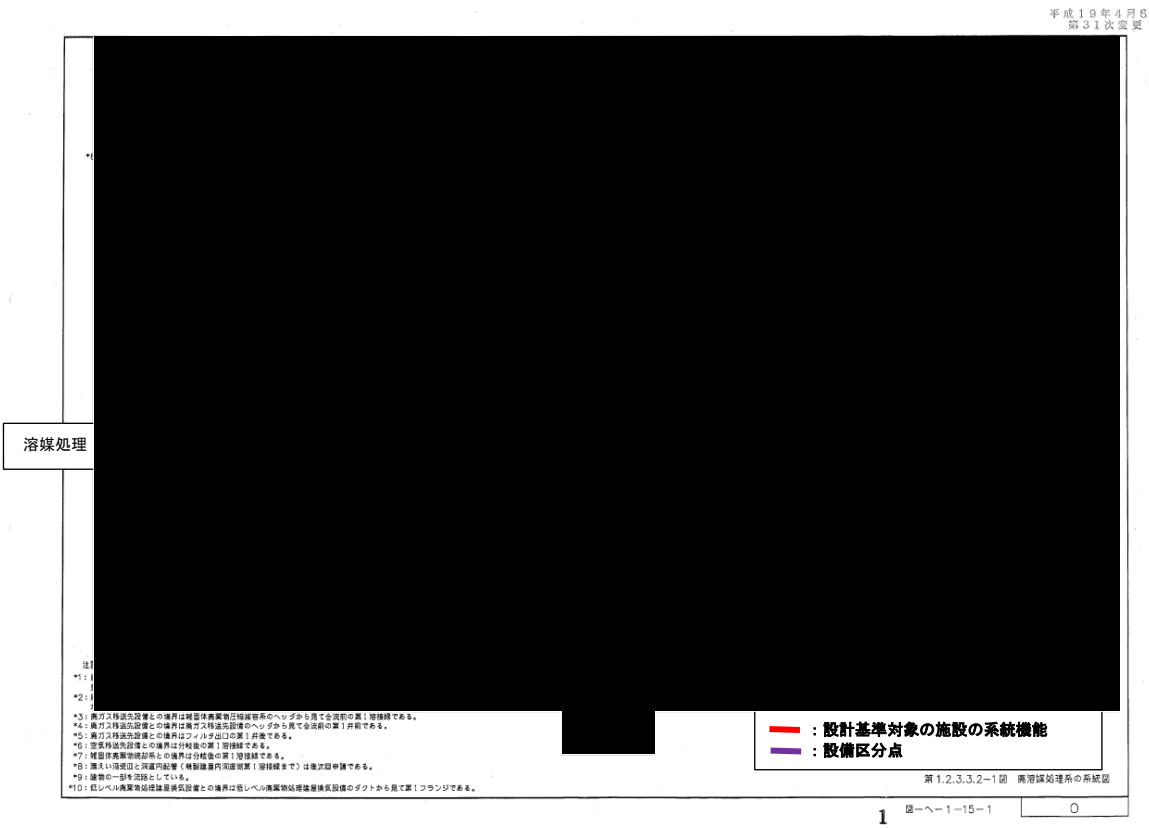

第３－３図　廃溶媒処理系　系統図

（固体廃棄物の処理能力）

（ⅲ）雑固体廃棄物処理系

雑固体廃棄物処理系の【固体廃棄物の処理能力】及び【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第３－４図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（雑固体廃棄物処理系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を記載することで、当該設備の全体像がより明確となることから記載するものである。

- 焼却装置⇒［充てん仮押機※1］

- 焼却装置⇒セラミックフィルタ⇒［スプレイ塔※2］

※１　廃溶媒処理系：雑固体廃棄物処理系と廃溶媒処理系の設備区分点は、雑固体の焼却灰の移送先である廃溶媒処理系の充てん仮押機の管台（フランジ面）とする。

※２　雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系：雑固体廃棄物処理系と雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系の設備区分点は、廃ガスの移送先である雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系のスプレイ塔の管台（フランジ面）とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-4-1-2-8　塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）」で示す。

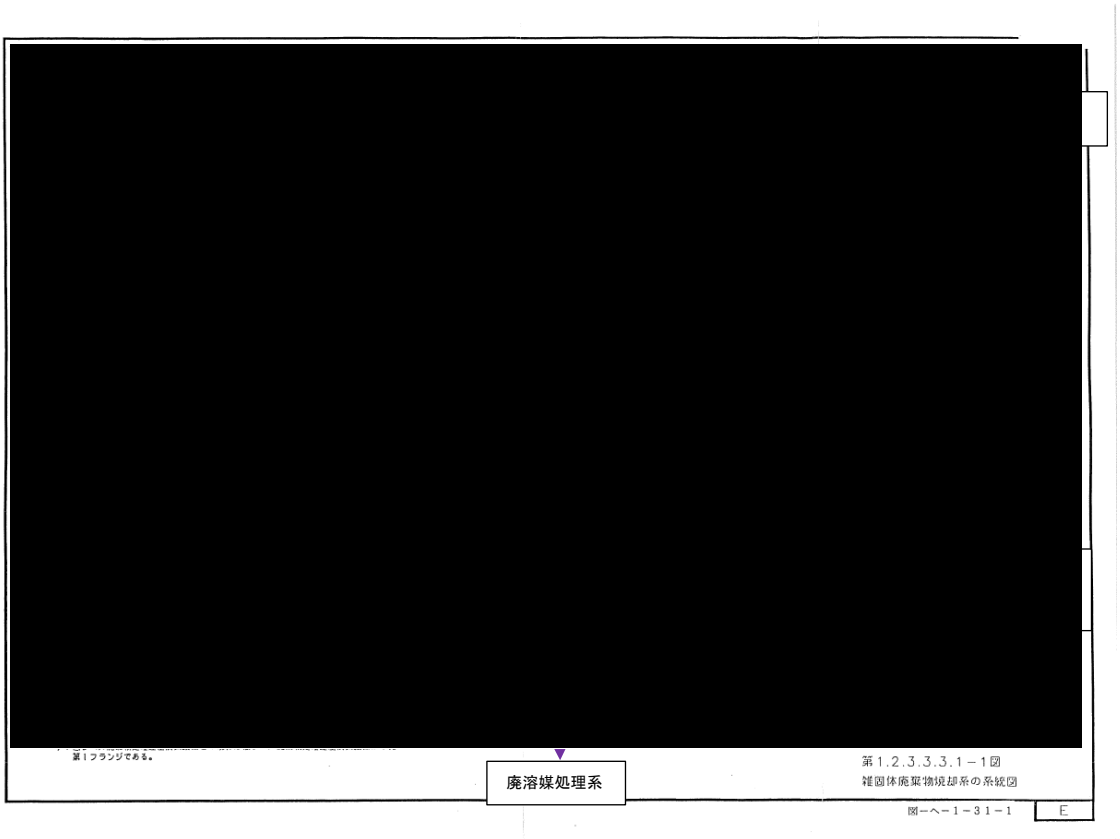

第３－４図　雑固体廃棄物処理系　系統図
（固体廃棄物の処理能力）

（ⅳ）チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系

チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系の【固体廃棄物の処理能力】及び【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第３－５図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（廃樹脂貯蔵系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を記載することで、当該設備の全体像がより明確となることから記載するものである。

- ろ過装置⇒［廃樹脂貯槽※1］

- 脱塩装置⇒［廃樹脂貯槽※1］

※１　廃樹脂貯蔵系：廃樹脂貯蔵系とチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系の設備区分点は廃樹脂及び廃スラッジの移送先である廃樹脂貯蔵系の廃樹脂貯槽の管台（溶接線）とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、「別紙1-2-4-3-2-2　低レベル固体廃棄物貯蔵設備　廃樹脂貯蔵系」で示す。

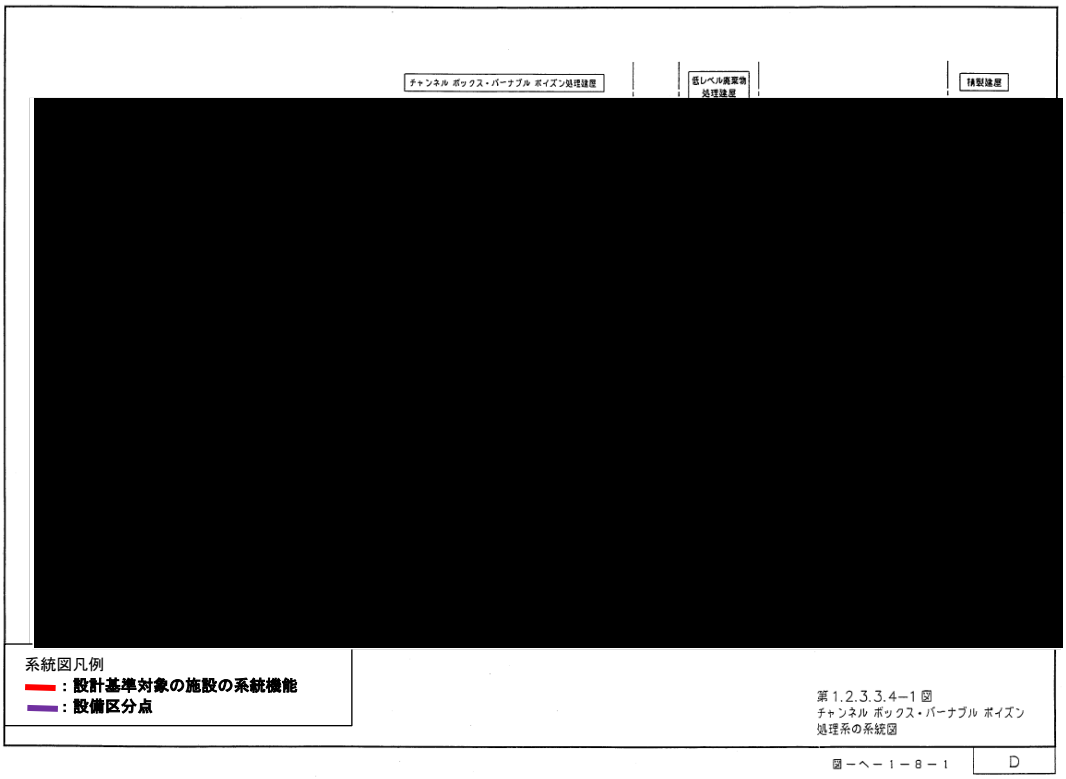

第３－５図　チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系　系統図（固体廃棄物の処理能力）

(b) 第 10 条：閉じ込めの機能

ｉ．【室等の漏えい拡大防止】

低レベル固体廃棄物処理設備の【室等の漏えい拡大防止】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（漏えい拡大防止系）」とする。

＜重力流による回収＞

（重力流で他の漏えい液受皿に回収する配管）（第３－６図参照）

•漏えい液受皿⇒漏えい液受皿（最終受皿）

第３－６図　低レベル固体廃棄物処理設備　系統図

（室の漏えい拡大防止）（漏えい液受皿⇒漏えい液受皿（最終受皿））

（４）留意事項

共通09本文に基づき、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等については、主流路の対象としない。再処理施設の各設備に共通する、主流路として設定しない対象の基本的な考え方について、発電炉工認ガイドに示すものを参考として「別紙1-2-6　設計図書の記載に係る留意事項」に示す。

２．（３）にて整理した各条文の系統機能を担保している低レベル固体廃棄物処理設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要を第４－１図～第４－５図及び第４－１表に示す。

なお、主流路上に設置される弁、フィルタ等については、当該設備に要求される系統として機能、性能を達成するために仕様等で適合性を示す弁、フィルタ等は主要機器として抽出するが、それ以外の流路を形成する弁、フィルタ等である場合は主要機器として抽出しない。

上記以外の低レベル固体廃棄物処理設備の特徴を踏まえた主流路を設定する上での留意事項について、以下に示す。

a. 主流路を設定しない範囲

低レベル固体廃棄物処理設備において主流路と設定しない範囲及び理由を以下に示す。

(a) 低レベル濃縮廃液処理系

- 圧縮成型装置からドラム缶等への圧縮成型体の排出ライン及び低レベル濃縮廃液処理系から低レベル固体廃棄物貯蔵設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系、第１低レベル廃棄物貯蔵系、第２低レベル廃棄物貯蔵系及び第４低レベル廃棄物貯蔵系）までのドラム缶等の搬送ラインは、漏えい時の影響が小さい低レベル固体廃棄物の搬送ラインのため、主流路と設定しない。（第４－１図、第４―２図参照）
- 洗浄廃液受槽から第１低レベル廃液処理系への洗浄廃液移送ラインは、低レベル廃液回収ラインであり、低レベル濃縮廃液処理ラインではないため、主流路と設定しない。（第４－１図参照）

(b) 廃溶媒処理系

- 圧縮成型装置からドラム缶等への圧縮成型体の排出ライン及び廃溶媒処理系から低レベル固体廃棄物貯蔵設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系及び第２低レベル廃棄物貯蔵系）までのドラム缶等の搬送ラインは、漏えい時の影響が小さい低レベル固体廃棄物の搬送ラインのため、主流路と設定しない。（第４－３図参照）

(c) 雑固体廃棄物処理系

•各種施設から発生する焼却しない雑固体を圧縮減容するライン又は焼却しない雑固体をそのままドラム缶等に詰めるライン、焼却可能な雑固体の焼却装置までの搬送ライン、圧縮成型装置からドラム缶等への圧縮成型体の排出ライン及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備までのドラム缶等の搬送ラインは、漏えい時の影響が小さい低レベル固体廃棄物の搬送ラインのため、当該設備の主流路と設定しない。（第４－４図参照）

(d) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系

• 切断ピットからろ過装置及び脱塩装置へのピット水移送ラインは、ピット水浄化ラインであり、廃樹脂及び廃スラッジを移送するラインではないため、主流路と設定しない。

第４－１図　低レベル濃縮廃液処理系（低レベル廃棄物処理建屋）に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

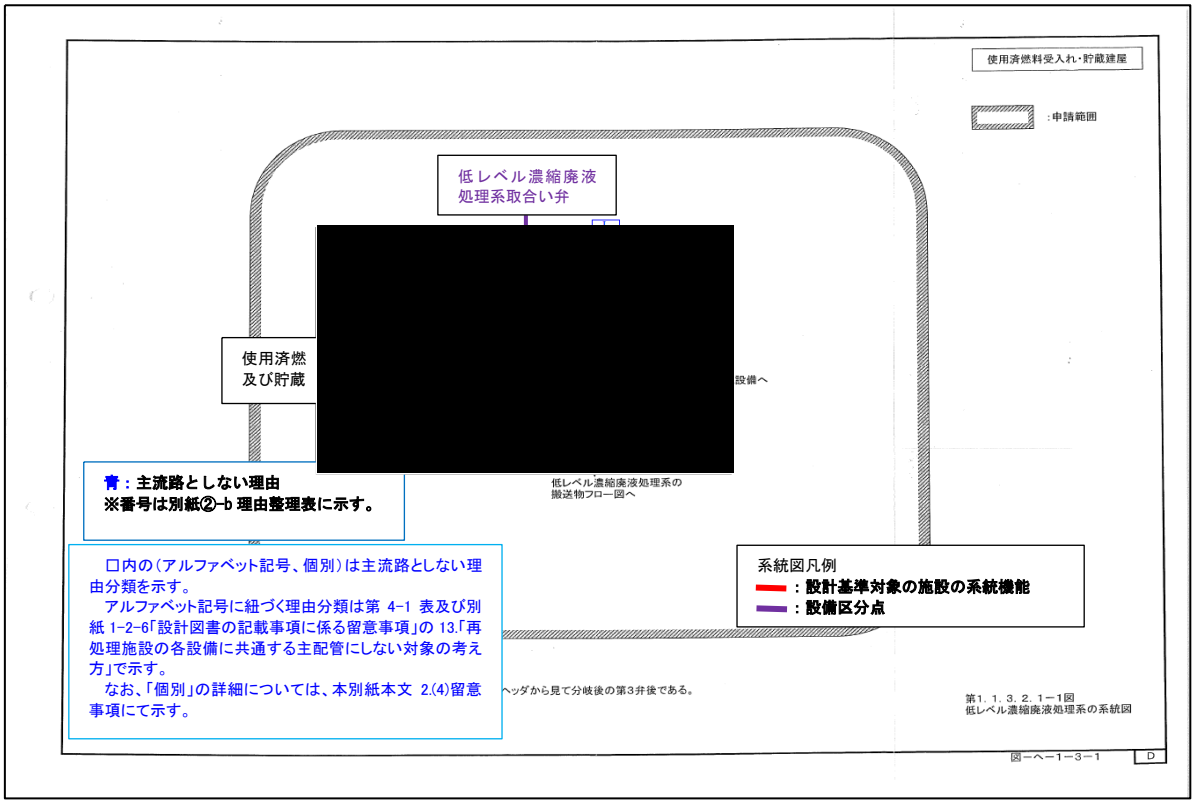

第４－２図　低レベル濃縮廃液処理系（使用済み燃料受入れ・貯蔵建屋）に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

第４－３図　廃溶媒処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

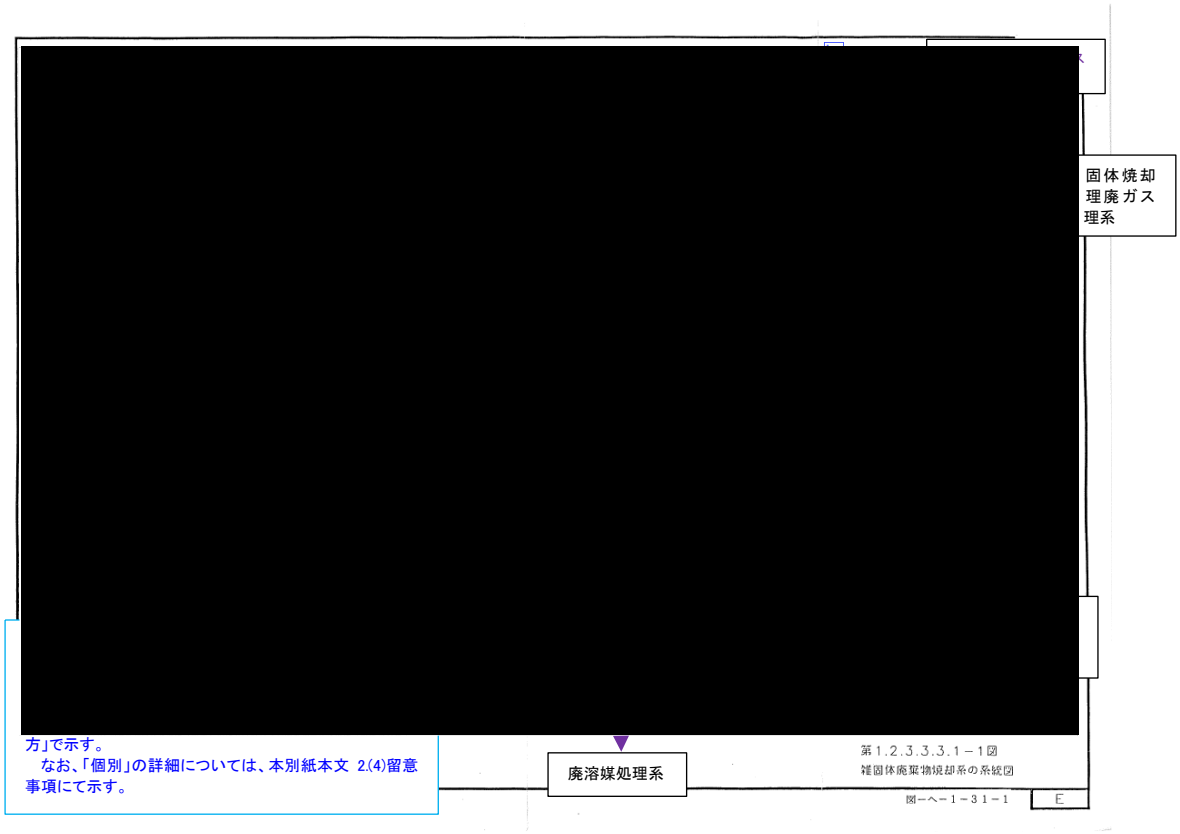

第４－４図　雑固体廃棄物処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

第４－５図　チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

第４－１表　再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方
（別紙１－２－６　抜粋）

分類	主流路としない理由の類型	主流路としない対象	具体的理由
A	ドレン・ベントライン	・通常液移送時又は保守時における系統内への液張り後における系統内の空気を抜くベントライン	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するラインであるため主流路としない。
		・容器、ポンプ、弁等の機器の保守時における系統内の溶液等を抜くためのドレンライン	
		・開放容器等の機器ベントライン	
		・系統に液張り（容器内への液張り、容器等シール部への液張り）を行う液張りライン	
		・機器等の保護の観点で設置するベントライン	
B	バイパスライン	・計器（流量計）の保守時に使用するバイパスライン	
		・容器、スチームトラップ、弁、フィルタ等の保守時に使用するバイパスライン	
C	テストライン	・保守時において試験を行う際に試験機器等を接続する試験ノズル	
		・保守時における系統試験を行うためのテストライン	
D	除染・洗浄ライン	・保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ライン	
E	ミニマムフローライン	・ポンプ安定運転のためのミニマムフロー（逃がし）ライン	機器故障を防止するために使用するラインであるため、主流路としない。
F	オーバーフローライン	・万が一、容器等で溢れた流体を系統又は建屋内に保持するためのオーバーフローライン	機器故障等で万が一使用する非定常ラインであるため、主流路としない。
G	循環（攪拌）ライン	・溶液等のポンプ（動力ポンプ、エアリフト、スチームジェット、エアジェット、水ジェット）による攪拌ライン	溶液等均質化を目的として使用するラインであるため主流路としない。
		・圧縮空気（かくはん用空気によるバルセータ含む）による攪拌ライン	
		・熱交換器、デミスタ、ミストフィルタ等で凝縮した凝縮水を回収する循環ライン	熱交換により発生する凝縮水を回収（循環）する目的で使用するラインであるため主流路としない。
		・万が一基準値を満たさない流体等が発生した場合又は再利用を目的として前工程へ移送して処理を行うための循環ライン	再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
		・万が一室等へ低レベル等の溶液が漏えいした場合に貯槽へ移送して処理を行うための循環ライン	
H	サンプリングライン	・分析試料を採取するためのサンプリングライン	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するためにしようするラインであるため主流路とし
		・放管用の試料を採取するためのサンプリングライン	
I	計装ライン	・プロセス量の計測を行うための検出配管、計装導圧配管、チュービング（計装用空気配管）、ガイドパイプ	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
J	機器駆動用サポートライン（スチームジェットポンプ等の安全機能に関係するものを除く）	・エアリフト、サイホン、ゲデオン、スチームジェット、フルイディックポンプ、MERC交換型遠心ポンプ等の起動・停止に使用する真空ライン、真空破壊ライン、駆動用空気ライン、呼び水ライン、排気ライン	機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであり、主流路としない。
K	小型機器等からの排気ライン	・小型ポット、サンプリングボックス、各室、機器駆動用サポートラインからの排気ライン	廃棄、換気及び閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
L	液調整、置換、保守等を行うための一般ユーティリティライン	・運転用、液調整、系統内置換等を行うための試薬、水、空気等の放射性物質等を含まない一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬）	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
	（安全機能に関係するものを除く）	・流路を形成するために必要な機器に供給する一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬）	
		・保守時における詰まりを除去するためのアイスプラグを形成するために使用する一般ユーティリティライン	
M	崩壊熱除去評価対象外の貯槽等への安全冷却水供給ライン	・崩壊熱除去評価対象外であり、安全上重要な施設の安全機能の支援*に係らない貯槽、冷凍機等への安全冷却水を供給するライン *安全空気圧縮装置、非常用ディーゼル発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のセル内クーラー等へ安全冷却水を供給する系統は主流路	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
N	将来増設用ライン（安全機能に影響するものを除く）	・安全機能に影響しない将来増設用として設置しているライン	・安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない。
O	換気設備の給気系ライン	・外気取り入れ口から送風機を経由して各室まで送風するライン	・廃棄、換気及び閉じ込め機能に係らない換気・空調用のラインであり、主流路としない。
個別	分類A～Nの共通的な理由以外のライン	・別紙1-2　本文2.（4）に記載の対象。	・別紙1-2　本文2.（4）に記載の理由。

３．要求される耐震クラスの考え方

申請対象設備の耐震クラスの整理は、事業変更許可申請書の「添付書類六　第１．６－１表　クラス別施設」（以下、「クラス別施設」という。）を踏まえて実施する。

低レベル固体廃棄物処理設備に係る申請対象設備の耐震クラスの全体像を第５－１図～第５－５図に示す。

＜安全機能を有する施設の主配管の耐震設計＞

条文	系統機能	主配管名称	安全機能を有する施設		
			S	B/C	1.2Ss
第25条：保管廃棄施設	固体廃棄物の処理能力	主配管（低レベル濃縮廃液処理系） 主配管（廃溶媒処理系） 主配管（雑固体廃棄物処理系） 主配管（廃樹脂貯蔵系）	―	○	―
第10条：閉じ込めの機能	放射性物質の保持機能				
	室等の漏えい拡大防止機能	主配管（漏えい拡大防止系）	―	○	―

＜安全機能を有する施設の凡例＞

S：耐震Ｓクラス（耐震重要施設）

B/C：耐震 B/C クラス

1.2Ss：基準地震動 Ss を 1.2 倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

主配管を設定した範囲の耐震設計は、クラス別施設等に示す主要機器の耐震設計に準じた設計を原則とし、安全上重要な施設の安全機能を確保する上で必要な主配管の範囲が耐震Ｓクラス、それ以外の主配管の範囲は耐震 B/C クラスであり、低レベル廃液処理設備の耐震設計は、機能喪失した場合の影響がＳクラスに属する施設に比べて低い設備であるため、耐震 B/C クラスである。

低レベル固体廃棄物処理設備の機器のクラス別施設、設備分類、安全機能に対する設備の耐震設計を以下に示す。

添付書類六　第１．６－１表　クラス別施設　抜粋

（つづき）

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等（注１）			補助設備（注２）		直接支持構造物（注３）		間接支持構造物（注４）（注10）	波及的影響を考慮すべき設備（注５）
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
B	2）放射性物質を内蔵している施設であって，Ｓクラスに属さない施設 （ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により，その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く） （つづき）	液体廃棄物の廃棄施設	アルカリ廃液濃縮缶	B			機器等の支持構造物	B	分離建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃液処理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	
			アルカリ濃縮廃液貯槽	B						
			低レベル廃液蒸発缶	B						
			第１放出前貯槽	B						
			第１海洋放出ポンプ	B						
			海洋放出管（第２海洋放出ポンプを経て第１海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲を除く）	B						
			除染ピット	B						
		固体廃棄物の廃棄施設	アルカリ濃縮廃液中和槽	B			機器等の支持構造物	B	高レベル廃液ガラス固化建屋 第１ガラス固化体貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋	
			ガラス固化体検査室天井クレーン	B						
			第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン（注７）	B						
			乾燥装置	B						
			熱分解装置	B						
			焼却装置	B						
			固化装置	B						
			第１切断装置	B						
			第２切断装置	B						
			低レベル固体廃棄物貯蔵設備	B						
		その他再処理設備の附属施設	分析設備	B			機器等の支持構造物	B	分析建屋	

		載内容
【DB】	DB 耐震クラス	S，B，C,B-1,B-2,C-1,C-2
	1.2Ss の有無(左側)(起因系)	1.2Ss，無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S)，(B)，(C)，S，B，C ( )は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ss の有無(右側)(対処系)	1.2Ss，無記入

第５－１図　低レベル濃縮廃液処理系（低レベル廃棄物処理建屋）の耐震クラス範囲の概要図

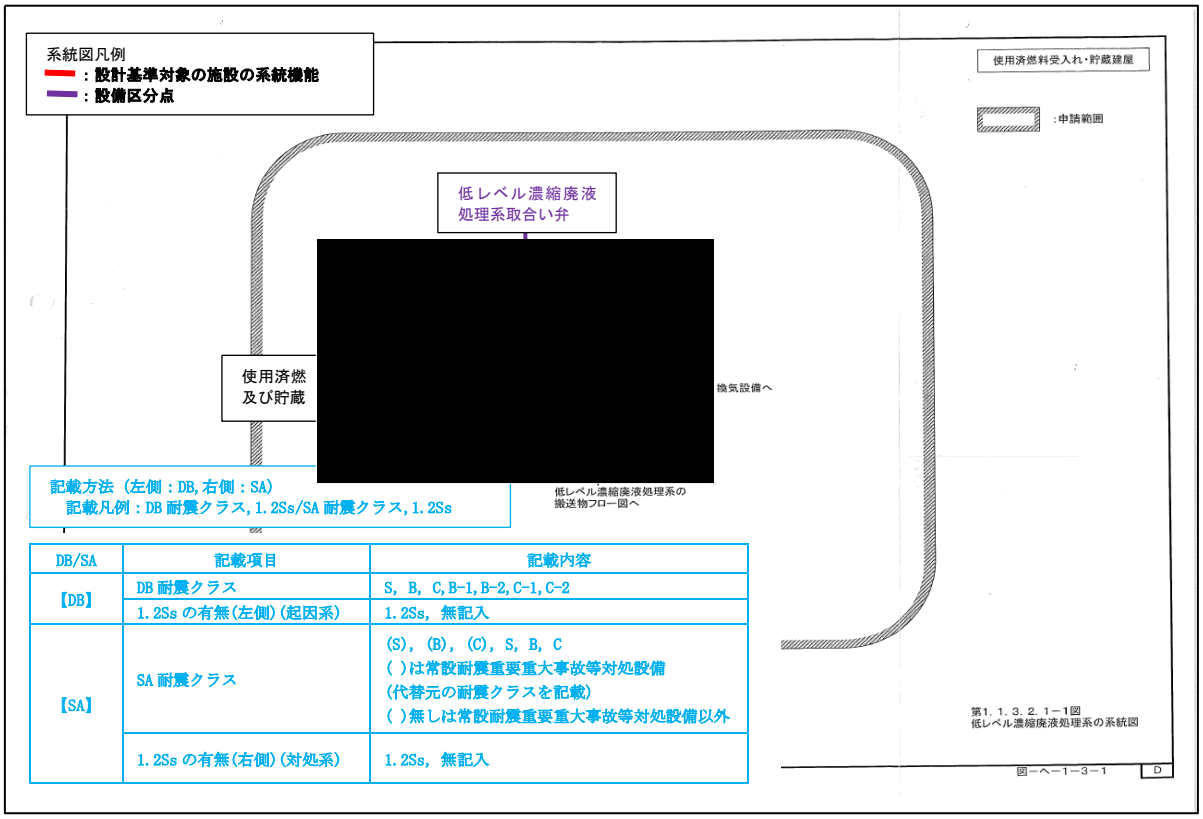

DB/SA	記載項目	記載内容
【DB】	DB 耐震クラス	S，B，C,B-1,B-2,C-1,C-2
	1.2Ss の有無(左側)(起因系)	1.2Ss，無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S)，(B)，(C)，S，B，C ( )は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ss の有無(右側)(対処系)	1.2Ss，無記入

第５－２図　低レベル濃縮廃液処理系（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）の耐震クラス範囲の概要図

DB/SA	記載項目	記載内容
【DB】	DB 耐震クラス	S，B，C，B-1，B-2，C-1，C-2
	1.2Ss の有無（左側）（起因系）	1.2Ss，無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S)，(B)，(C)，S，B，C ( )は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ss の有無（右側）（対処系）	1.2Ss，無記入

第５－３図　廃溶媒処理系の耐震クラス範囲の概要図

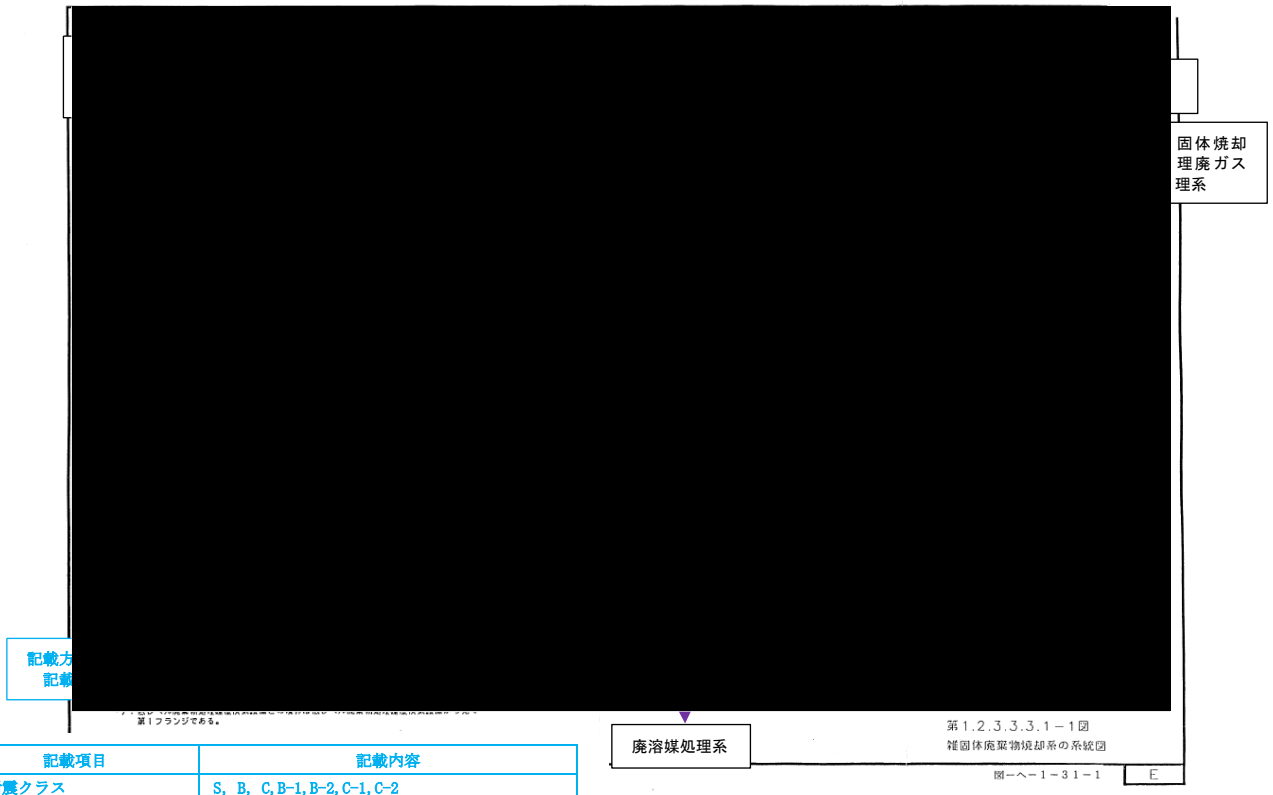

DB/SA	記載項目	記載内容
【DB】	DB 耐震クラス	S，B，C,B-1,B-2,C-1,C-2
	1.2Ss の有無(左側)(起因系)	1.2Ss，無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S)，(B)，(C)，S，B，C ( )は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ss の有無(右側)(対処系)	1.2Ss，無記入

第５－４図　雑固体廃棄物処理系の耐震クラス範囲の概要図

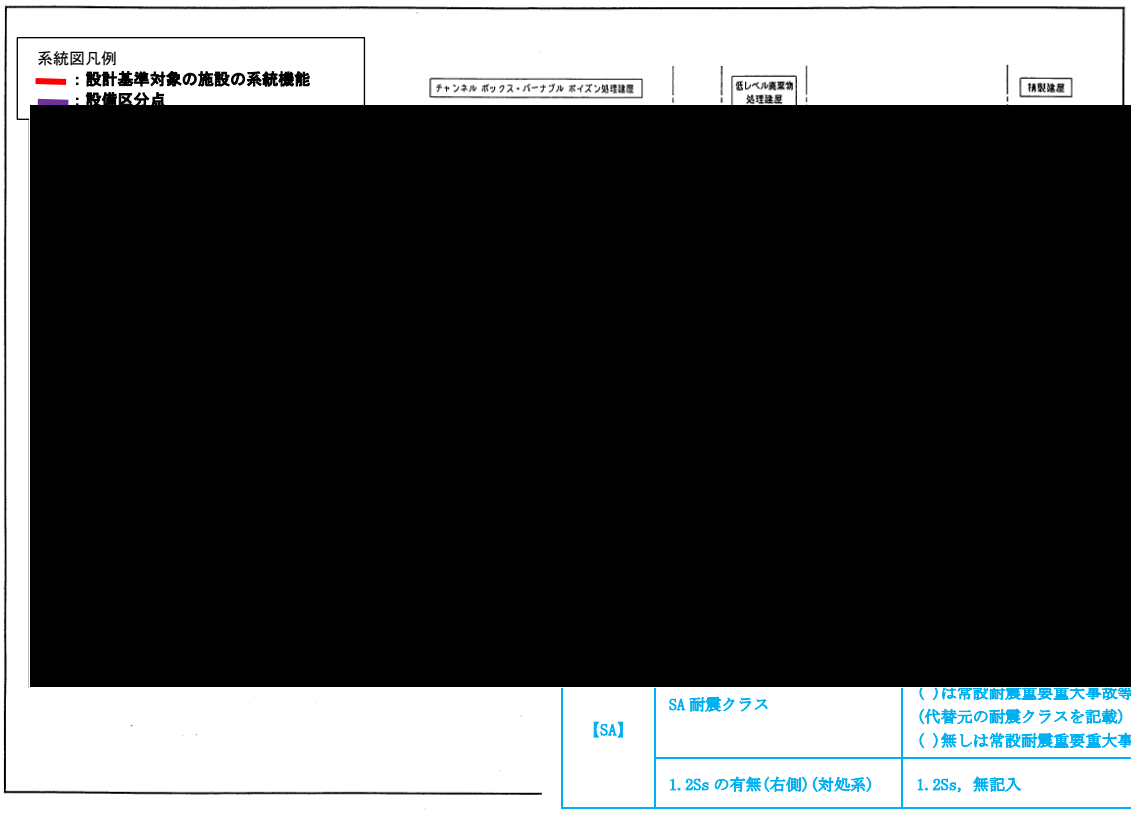

【SA】	SA 耐震クラス	( )は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ss の有無(右側)(対処系)	1.2Ss，無記入

第５－５図　チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系の耐震クラス範囲の概要図

４．抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を「添付３」に示す。抽出結果を反映した申請対象設備リストを「添付２」に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を「別紙1-2-6」に示す。

また、低レベル固体廃棄物処理設備の設計図書等の色塗りについては、主流路となる範囲が明確になるように着色（設計基準対象の施設に係る系統機能は赤）する。

以上

添付１

別紙２　機能要求②抜粋

（低レベル濃縮廃液処理系）

共通09　別紙２一覧参照

No.	名称
7	第 10 条：閉じ込めの機能
21	第 25 条：保管廃棄施設

添付２

申請対象設備リスト

（低レベル濃縮廃液処理系）

申請対象設備リスト（系統設備）
(1/1)

番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	乾燥装置	乾燥装置	機械装置	10条-1 25条-13	機08-16	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	圧縮成型装置	圧縮成型装置	機械装置	10条-1 25条-13	機08-17	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	給液槽	容器	10条-1 25条-13	機08-18	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	低レベル濃縮廃液貯槽	容器	10条-1 25条-13	機08-19	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	低レベル濃縮廃液受槽	容器	10条-1 25条-13	機08-20	DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	低レベル濃縮廃液貯槽漏えい液受	容器	10条-1 10条-7	機08-21	DA	1	②-4	既設	非安重	—	—/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	低レベル濃縮廃液受槽漏えい液受	容器	10条-1 10条-7	機08-22	DA	2	②-4	既設	非安重	—	—/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	北第2配管室漏えい液受皿	容器	10条-1 10条-7	機08-23	DA	1	②-4	既設	非安重	—	—/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	洗浄廃液受槽漏えい液受皿	容器	10条-1 10条-7	機08-24	DA	1	②-4	既設	非安重	—	—/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	主配管(溶液保持系,低レベル濃縮廃液処理系)	主配管	10条-1 25条-13	配08-7	DA	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	主配管（低レベル濃縮廃液処理系）	主配管	10条-1 25条-13	配-01-1	FA	一式	①-3	既設	非安重	—	B/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	固化装置	固化装置	機械装置	10条-1 25条-13	機-01-1	FA	1	①-3	既設	非安重	—	B/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	[redacted]	[redacted]	漏えい液受皿	10条-7		AT	一式	②-3	既設	非安重	—	B/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	廃溶媒処理系	調整槽	容器	10条-1 25条-13	機08-42	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	廃溶媒処理系	廃有機溶媒残渣受槽	容器	10条-1 25条-13	機08-43	DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	熱分解装置漏えい液受皿	熱分解装置漏えい液受皿	容器	10条-1 10条-7	機08-44	DA	1	②-4	既設	非安重	—	—/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	廃溶媒処理系	調整槽漏えい液受皿	容器	10条-1 10条-7	機08-45	DA	1	②-4	既設	非安重	—	—/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	廃溶媒処理系	廃有機溶媒残渣受槽漏えい液受皿	容器	10条-1 10条-7	機08-46	DA	2	②-4	既設	非安重	—	—/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	廃溶媒処理系	主配管(溶液保持系,漏えい拡大防止系,廃溶媒処理系)	主配管	10条-1 10条-7 25条-13	配08-12	DA	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	流体1：低レベル廃液 流体2:低レベル廃棄物粉体
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	雑固体廃棄物処理系	—	焼却装置	焼却装置	機械装置	10条-1 25条-13	機08-57	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	雑固体廃棄物処理系	—	セラミックフィルタ	セラミックフィルタ	フィルタ	10条-1 10条-16	機08-59	DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	雑固体廃棄物処理系	—	雑固体廃棄物処理系	主配管(溶液保持系,雑固体廃棄物処理系)	主配管	10条-1 25条-13	配08-15	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B-1,C/—	—	—	流体：低レベル廃棄物粉体
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	—	—	主配管（溶液保持系,廃樹脂貯蔵系）	主配管	10条-1 25条-12	配08-17	DC	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体:低レベル廃液

添付３

申請対象設備抽出結果

（低レベル固体廃棄物処理設備）

（１）低レベル濃縮廃液処理系

（２）廃溶媒処理系

（３）雑固体廃棄物処理系

（4）チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理系

抽出リスト（機器）
(1/2)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
機-01-1	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	固化装置	固化装置	機械装置	[redacted]	FA	1	①-3	既設	非安重	—	B/—	—	—	[redacted]
機08-57	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	雑固体廃棄物処理系	—	焼却装置	焼却装置	機械装置類		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-59	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	雑固体廃棄物処理系	—	セラミックフィルタ	セラミックフィルタ	フィルタ		DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-16	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	乾燥装置	乾燥装置	機械装置		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-17	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	圧縮成型装置	圧縮成型装置	機械装置		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-18	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	給液槽	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-19	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	低レベル濃縮廃液貯槽	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-20	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	低レベル濃縮廃液受槽	容器		DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-21	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	低レベル濃縮廃液貯槽漏えい液受皿	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	—/—	—	—	
機08-22	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	低レベル濃縮廃液受槽漏えい液受皿	容器		DA	2	②-4	既設	非安重	—	—/—	—	—	
機08-23	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	北第2配管室漏えい液受皿	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	—/—	—	—	
機08-24	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	洗浄廃液受槽漏えい液受皿	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	—/—	—	—	
機08-39	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	熱分解装置	熱分解装置	機械装置		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-40	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	燃焼装置	燃焼装置	機械装置		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-41	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	圧縮成型装置	圧縮成型装置	機械装置		DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-42	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	廃溶媒処理系	調整槽	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-43	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	廃溶媒処理系	廃有機溶媒残渣受槽	容器		DA	2	②-4	既設	非安重	—	B/—	—	—	
機08-44	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	熱分解装置漏えい液受皿	熱分解装置漏えい液受皿	容器		DA	1	②-4	既設	非安重	—	—/—	—	—	

抽出リスト（機器）
(2/2)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
機08-45	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	廃溶媒処理系	調整槽漏えい液受皿	容器	[redacted]	DA	1	②-4	既設	非安重	—	—/—	—	—	[redacted]
機08-46	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	廃溶媒処理系	廃有機溶媒残渣受槽漏えい液受皿	容器		DA	2	②-4	既設	非安重	—	—/—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル個体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	漏えい液受皿	[redacted]	漏えい液受皿		AT	一式	②-3	既設	非安重	—	B/-	—	—	系統

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
配-01-1	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	主配管（低レベル濃縮廃液処理系）	主配管	—	FA	一式	①-3	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：低レベル濃縮廃液
配08-17	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	—	—	主配管（溶液保持系，廃樹脂貯蔵系）	主配管	—	DC	一式	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：低レベル廃液
配08-15	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	雑固体廃棄物処理系	—	雑固体廃棄物処理系	主配管(溶液保持系，雑固体廃棄物処理系)	主配管	—	DA	1	②-4	既設	非安重	—	B-1，C/—	—	—	流体：低レベル廃棄物粉体
配08-7	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル濃縮廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液処理系	主配管(溶液保持系，低レベル濃縮廃液処理系)	主配管	—	DA	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	流体1：低レベル廃液 流体2：低レベル廃棄物粉体
配08-12	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	廃溶媒処理系	—	廃溶媒処理系	主配管(溶液保持系，漏えい拡大防止系，廃溶媒処理系)	主配管	—	DA	一式	②-4	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	流体1：低レベル廃液 流体2:低レベル廃棄物粉体

共通０９　別紙１－２－４－３－２－１
低レベル濃縮廃液処理系　②－ｂの理由整理表

EFD NO.	別紙1-2-6 分類*	②－ｂの理由
1	I	計装用の配管(SA対処設備以外)又は信号であり流路ではない
2	A	ドレンラインであり主流路としない
3	L	試薬供給ラインのため主流路としない。
4	L	固化材供給ラインであるため主流路としない。
5	K	機器及び配管内部の気体廃棄物の廃棄ラインであり主経路としない。
6	D	固化装置の洗浄ラインであり、主流路としない。

*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の 13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。

低レベル濃縮廃液処理系　②－ｂの理由整理表

No.	分類	②－ｂの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
2	B	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するバイパスラインであるため主流路としない。
3	C	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するテストラインであるため主流路としない。
4	D	除染・洗浄ラインであるため主流路としない。
5	E	機器故障を防止するために使用するミニマムフローラインであるため、主流路としない。
6	F	オーバーフローラインであるため、主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
8	H	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。
9	I	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
10	J	機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであり、主流路としない。
11	K	閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
13	M	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
14	N	予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。
15	個別	雑固体又はドラム缶等の搬送ラインのため主流路と設定しない。
16	個別	低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。
17	個別	ビット水を浄化するものであり、ＣＢＢＰ処理系において、ＣＢＢＰを取り扱うラインではないため主流路と設定しない。
18	個別	給気系のラインのため主流路と設定しない。
19	個別	放射線量が極めて低い排気経路のため主流路と設定しない。
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

廃溶媒処理系　②－ｂの理由整理表

No.	分類	②－ｂの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
2	B	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するバイパスラインであるため主流路としない。
3	C	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するテストラインであるため主流路としない。
4	D	除染・洗浄ラインであるため主流路としない。
5	E	機器故障を防止するために使用するミニマムフローラインであるため、主流路としない。
6	F	オーバーフローラインであるため、主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
8	H	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。
9	I	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
10	J	機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであり、主流路としない。
11	K	閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
13	M	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
14	N	予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。
15	個別	雑固体又はドラム缶等の搬送ラインのため主流路と設定しない。
16	個別	低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。
17	個別	ビット水を浄化するものであり、ＣＢＢＰ処理系において、ＣＢＢＰを取り扱うラインではないため主流路と設定しない。
18	個別	給気系のラインのため主流路と設定しない。
19	個別	放射線量が極めて低い排気経路のため主流路と設定しない。
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

雑固体廃棄物処理系　②－ｂの理由整理表

No.	分類	②－ｂの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
2	B	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するバイパスラインであるため主流路としない。
3	C	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するテストラインであるため主流路としない。
4	D	除染・洗浄ラインであるため主流路としない。
5	E	機器故障を防止するために使用するミニマムフローラインであるため、主流路としない。
6	F	オーバーフローラインであるため、主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
8	H	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。
9	I	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
10	J	機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであり、主流路としない。
11	K	閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
13	M	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
14	N	予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。
15	個別	雑固体又はドラム缶等の搬送ラインのため主流路と設定しない。
16	個別	低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。
17	個別	ビット水を浄化するものであり、ＣＢＢＰ処理系において、ＣＢＢＰを取り扱うラインではないため主流路と設定しない。
18	個別	給気系のラインのため主流路と設定しない。
19	個別	放射線量が極めて低い排気経路のため主流路と設定しない。
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系　②－ｂの理由整理表

No.	分類	②－ｂの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
2	B	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するバイパスラインであるため主流路としない。
3	C	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するテストラインであるため主流路としない。
4	D	除染・洗浄ラインであるため主流路としない。
5	E	機器故障を防止するために使用するミニマムフローラインであるため、主流路としない。
6	F	オーバーフローラインであるため、主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
8	H	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。
9	I	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
10	J	機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであり、主流路としない。
11	K	閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
13	M	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
14	N	予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。
15	個別	雑固体又はドラム缶等の搬送ラインのため主流路と設定しない。
16	個別	低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。
17	個別	ビット水を浄化するものであり、ＣＢＢＰ処理系において、ＣＢＢＰを取り扱うラインではないため主流路と設定しない。
18	個別	給気系のラインのため主流路と設定しない。
19	個別	放射線量が極めて低い排気経路のため主流路と設定しない。
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		